

長与町庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置事業に係る公募型プロポーザル実施要領

(目的)

- 1 長与町庁舎1階住民環境課窓口において町民サービスの向上及び業務の効率化に資する広告付き窓口番号案内表示システムを導入するため、長与町庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置事業（以下「本事業」という。）を行う事業者を募集する。

このシステムでは、来庁者の待ち時間の快適化並びにプライバシーの保護及び行政情報発信の効率化その他による町民サービス向上とあわせて、業務の効率化及び財源確保並びに経費削減を図り、かつ、地域経済の活性化の実現を目的とする。

本事業において、民間事業者の有する技術を活用することで望ましい広告付き窓口番号案内表示システムを設置するために、事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定することを目的として必要な事項を定める。

(事業概要)

- 2 本事業の概要は、次の各号によるものとする。

(1) 事業名 長与町庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置事業

(2) 事業内容 長与町庁舎広告付き窓口番号案内表示システム（以下「システム」という。）設置事業に係る事業内容は、長与町庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、契約時においては、選定された事業者の提案内容に応じて、一部変更する場合がある。

(3) 事業期間 本事業の契約の日から5年間とする。ただし、行政財産の使用許可を更新する場合がある。

(4) 費用負担 システム設置にあたり、事業者は、次の各号にかかる費用の負担をするものとする。なお、支払方法については、選定後に別途定める。

① 行政財産使用料 事業者選定後に、設置される機材の占用面積により決するものとする。

② 広告掲載料 事業者の提案額とする。

③ 電気代相当額 事業者がカタログ等により申告する年間消費電力量に、長与町庁舎電気料金より算出した電気料金単価を掛けて算出する金額を1年間の電気代相当額とする。

④ システムの設置・撤去及び維持管理等に係る全ての経費

(5) 事業者は、民間企業等から広告収入を得ることができるが、広告表示機能があるモニターの表示・掲出枠の一部に行政情報を表示するものとする。なお、広告掲出に当たっては、「長与町広告掲載要綱（令和3年要綱第22号）」その他長与町が定める規定を遵守すること。

(6) 書類及び様式等入手方法 長与町ホームページからダウンロードすること。

(参加資格)

3 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者であること。ただし、個人での参加はできないものとする。

- (1) 本事業を実施する事業者として十分な資力、信用、経験及び技術力を有し、システムを設置できる者であること。また、行政情報の制作、広告のとりまとめ、広告に係るコンテンツの制作等を一括して行うことができる者であること。
- (2) 本プロポーザル参加申込書提出期限日以降において長与町の入札参加停止期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員でないこと。
- (7) 公租公課を滞納していない者であること。
- (8) 過去2年以内に国又は地方公共団体等において、広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用の実績（実施中のものも含む。）を有していること。

（本プロポーザルの日程）

4 本プロポーザルの日程については、次のとおりとする。

公告	令和4年2月16日（水）
質問受付期間	令和4年2月25日（金）必着
質問回答期限	令和4年3月2日（水）
参加書類及び提案書等の提出期限	令和4年3月4日（金）必着
提案に係る町からの追加質問の送付	参加書類等の受理後、随時行う。
提案に係る町からの追加質問に対する回答期限	令和4年3月15日（火）
審査結果の通知	令和4年3月22日（火）予定

（質問の受付及び回答）

5 質問書の受付については、次の各号のとおりとする。

- (1) 受付期間 公告日の午前9時から令和4年2月25日（金）午後5時まで（土日祝日を除く。）
- (2) 提出方法 質問書（様式1）により電子メールにて行うこと。なお、送信後に受信確認のため、電話でその旨を連絡すること。また、受信確認の電話連絡は、前号の

受付期間までに行わなければならない。

(3) 回答方法 令和4年3月2日(水)までに、質問が送信された電子メール宛てに、電子メールにて行う。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

(参加書類及び提案書等)

6 本プロポーザルに参加する事業者(以下「参加者」という。)は、公告日の午前9時から令和4年3月4日(金)の午後5時までに参加書類及び提案書等を持参又は郵送で提出すること。ただし、持参の場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時の間に長与町役場住民福祉部住民環境課住民係(長与町庁舎1階)に提出すること。また、郵送する場合は、令和4年3月4日(金)午後5時までに必着で次の宛先に郵送すること。

※ 郵便事情により不着の場合は失格とする。

【宛先】 〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1 長与町役場住民福祉部住民環境課住民係 宛て

なお、提出書類等については、次のとおりとし、イ・ウ・オ・カについては、提出部数は正本1部、副本3部とし、それ以外は正本1部を提出するものとする。

ア 参加申込書兼誓約書(様式2)

イ 参加事業者の概要書(様式3)

ウ 取扱実績調書(様式4)

エ 価格提案書(様式5)

※ 各様式に準じて参加者が作成しても構わないが、その場合、必ず左肩に様式2～5の様式番号を付記すること。

オ 企画提案内容(任意様式) 次に掲げる項目について記載すること。なお、記載内容は、本実施要領及び仕様書に定める諸条件を満たす内容とすること。

【記載する内容】

- ① システム設置方法とシステム配置参考図及び機器構成(設置方法、機器等の仕様、規格、設置台数等を示すこと。)
- ② システム設置による本町住民環境課窓口の町民サービスの改善点やシステムの利便性・操作性
- ③ 行政情報と民間企業等広告の作成・掲出方法
- ④ モニターに表示する行政情報と民間企業等広告の掲出(表示)時間配分
- ⑤ システムに関する職員への研修体制
- ⑥ システムの運用に伴う人員の配置(連絡体制)及びシステム導入後のシステム保守並びにシステム不具合が生じた場合の対応
- ⑦ 上記以外に提案者が実施を予定している特筆すべき提案

※ 以上について、提案者の特色やアピールしたいポイントなど簡潔にわかりやすく記載すること。

カ システム設置までのスケジュールの概要(任意様式)

※ 様式は任意とする。ただし、A4版片面印刷1枚とし、長与町と参加者がそれぞれ行う作業スケジュールの概要を明示すること。

キ 長与町税に未納がない証明書（長与町に納税義務がある場合に限る。）及び法人税と消費税及び地方消費税に未納がない証明書（その3の3）

（提案にかかる追加質問及び回答）

7 提案にかかる追加質問及び回答については、次の各号のとおりとする。

（1） 町からの追加質問 参加者から提出された参加書類等の書類審査を行い、提案に関し不明な点や補足の説明を必要とする場合、参加者に対し追加の質問を行うことがある。質問については、参加申込書（様式2）に記載の担当者へ、電子メールにて随時送信する。

（2） 回答 参加者は、町からの質問内容に対し、電子メールにて回答書を随時提出すること（任意様式）。送信後に受信確認のため、電話でその旨を連絡すること。回答は令和4年3月15日（火）正午を最終期限とする。なお、受信確認の電話連絡は、午前9時から午後5時（土日祝日を除く。）に限る。

（選定方法）

8 本プロポーザルにおける事業者の選定にあたっては、次の各号のとおりとし、書類審査及び提案に係る追加質問・回答を経て総合的に評価し、最も総合評価の高い提案者を優先交渉権者として選定する。書類審査のみを実施し、プレゼンテーション審査は実施しない。なお、審査及び選定結果についての異議申立ては認めない。

（1） 最低基準点（総得点が満点の60%）を超える者で、総得点が最も高い者を優先交渉権者に選定する。

（2） 参加事業者が1者のみの場合も評価を実施し、評価及び優先交渉権者の選定は前号と同様の方法で行う。

（3） 最高得点を得た者が2者以上ある場合は、提案価格（広告掲載料）が高い者を優先交渉権者として選定する。さらに、提案価格（広告掲載料）が同額の場合は対象事業者が来庁の上、くじ引きとする。

（4） 最高得点を得た参加者が辞退を申し出た場合や失格事項に該当した場合は、次順位の参加者を優先交渉権者とする。

（審査結果の通知及び公表）

9 参加者に、令和4年3月22日（火）に審査結果を通知予定である。ただし、審査及び選定の都合上、通知日は前後することがある。

（協定の締結）

10 審査の結果、選定された優先交渉権者は長与町と本事業に係る協定を締結するとともに、システムの設置前に行政財産使用許可申請を行うものとする。協定の締結交渉において、やむを得ない事由により不調となった場合は、審査により順位付けられた上位の者から順に当該協定の締結交渉を行う。

(失格事項)

- 1 1 参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- (1) 提出書類の提出方法、提出期間等が本実施要領に適合しない場合
 - (2) 提出書類等に虚偽の記載又は不正があった場合
 - (3) 参加資格を満たさなくなった場合
 - (4) 本プロポーザル関係者に接触を求める等、審査の公平性を損なうような不誠実な行為があった場合
 - (5) 複数の企画提案書を提出した場合
 - (6) その他、参加者の失格事項に相当するものと長与町が判断した場合

(遵守事項)

- 1 2 本プロポーザルに参加するにあたって、次の各号を遵守すること。
- (1) 選定された優先交渉権者は長与町個人情報保護条例（平成 17 年条例第 6 号）を遵守し、事業上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。事業終了後においても同様とする。
 - (2) 本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、参加者の負担とする。
 - (3) 提出書類は返却しない。
 - (4) 採用した参加書類等の著作権は、長与町に帰属し、本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、企画提案書等の内容を無償で使用できることとする。
 - (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長与町情報公開条例（平成 13 年条例第 17 号）に基づき、提出書類を公開することがある。
 - (6) 本事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ本町が認めた場合はこの限りではない。
 - (7) 参加書類等の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式 6）を提出すること。
 - (8) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に定めるものとする。

(特記事項)

- 1 3 長与町は、本事業完了後、本プロポーザルにおいて選定された事業者と協議の上、本事業期間以降もシステムの設置を希望する場合は、システムの運用状況、実績等を勘案し、当初の条件を変更しないことを条件として、行政財産の使用を許可することができるものとする。

(連絡先及び提出先)

- 1 4 長与町役場住民福祉部住民環境課住民係

住 所 〒 8 5 1 - 2 1 8 5 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 6 5 9 番地 1

電 話 0 9 5 - 8 0 1 - 5 8 2 5 (直通)、F A X 0 9 5 - 8 0 1 - 1 5 9 1

メールアドレス kankyo@nagayo.jp